|  |
| --- |
| 新旧対照表博物館法施行細則 |

| 旧 | 新 |
| --- | --- |
|  |  |
| （省略） | （省略） |
| （新規） | （定期報告） |
|  | 第５条の２　法第16条の規定による報告は、定期報告書（第６号様式の２）により毎年１回６月１日から同月末日までの間に行わなければならない。ただし、法第11条の規定による登録を受けた日から１年に満たないときは、この限りではない。 |
| （省略） | （省略） |
| （市報による公告） | （公表） |
| 第９条　教育長は、次のいずれかに該当するときは、その都度その旨を横浜市報で公告するものとする。 | 第９条　教育長は、次のいずれかに該当するときは、その都度その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 |
| （省略） | （省略） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|   |   |

| 旧 | 新 |
| --- | --- |
| 　新規 | 第６号様式の２ |